

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件三件

○県営土地改良事業計画を変更した件

○保安林の指定施設要件を変更する予定である件二件

○水防警報を発する河川を指定する件

公告

○争議行為を行う旨通知があつた件

告示

福島県告示第七百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十一月四日から令和八年三月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン飯寺 福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西七百七ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨコカラファインヘルスケア

代表取締役 塚本 厚志

（変更後）株式会社ヨコカラファインヘルスケア

代表取締役 岡澤 隆弘

三 変更した年月日

令和七年四月一日

四 届出年月日

令和七年十月二十一日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

株式会社 High・R・Market

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十一月四日から令和八年三月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四十番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の所在地

（変更前）リコーリース株式会社

（変更後）リコーリース株式会社

東京都千代田区紀尾井町四番一号

（変更後）リコーリース株式会社

東京都港区東新橋二丁目五番二号

三 変更した年月日

令和七年七月二十二日

四 届出年月日

令和七年十月二十一日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

リコーリース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十一月四日から令和八年三月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島

県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) イオンビッグ株式会社

代表取締役 小林 健太郎

(変更後) イオンビッグ株式会社

代表取締役 三浦 弘

三 変更した年月日

令和七年三月一日

四 届出年月日

令和七年十月二十一日

五 届出をした者

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、小高東部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年十一月五日から
月二十五日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

福島県告示第七百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡古殿町大字山上字山口六五の一、六五の六

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡浅川町大字浅川字城山八七の九五、八七の二七一、字山根五一の一、五一の三

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、浅川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡浅川町大字浅川字城山八七の九五、八七の二七一、字山根五一の一、五一の三

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、浅川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浅川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百四十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を発する河川として、次の河川を指定する。

令和七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

河川名	区	域
太田川	左岸 南相馬市原町区馬場地内から海まで 右岸 南相馬市原町区片倉地内から海まで	

(河川整備課)

公 告

公告第二百六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長齋藤文子から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行

う旨、令和七年十月二十七日付けで通知があった。

令和七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 日時 令和七年十一月六日から問題解決までの期間

二 場所 大原綜合病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、医療生協郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属いきょうクリニック、小名浜生協病院訪問看護ステーションかもめ、小名浜生協病院訪問ヘルパーステーション、医療生協デイサービスセンター岡小名、小名浜生協病院通所リハビリテーション、医療生協在宅福祉センター、医療生協会津若松診療所、医療生協きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、JA福島厚生連農村健診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、JA福島厚生連本所、竹田綜合病院、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、竹田綜合病院通所リハビリテーションTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、介護老人保健施設エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック

三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)